

令和5年6月15日

美祢市長 篠田 洋司 殿

美祢市農業委員会
会長 山本 正二

美祢市農業対策について（要望）

国は、令和5年度に「食料、農業、農村基本法」の見直しを行う予定としています。とりわけ食料安全保障の課題が基本法に反映されるかが焦点となっています。

美祢市においては、人口の減少、高齢化の進行、生産年齢人口の減少が続くと予想されています。農業分野においても、担い手不足が深刻化し、法人においても担い手の高齢化が課題となっている状況にあります。

農村地域社会を維持するためには、農村人口の確保が喫緊の課題となっています。

本市は中山間地域が多く、農業や農村環境が法人など認定農業者だけではなく中小家族農業によって保全されていることから、家族農業が地域に果たす役割を評価し、市は人口減少の抑制、生活基盤・子育て教育環境の維持、とりわけ農業生産環境の課題解決に取り組まれるとともに、施策支援について県に働きかけることを要望します。

令和2年7月「種子法に代わる県条例の制定」を要望し、市から他市町の状況を注視しながら県への働きを検討するとの回答をいただき、この度「山口県種苗に関する条例」が制定され、市の取り組みに感謝します。

記

1. 定住者、農業従事者の確保

(1) 国は、担い手確保対策として農業次世代人材投資事業を実施し、親元就農する後継者の交付支払の条件緩和を実施しているところです。

本市においては、令和2年度には「Uターン等就農奨励金事業」として、事業対象を拡大し奨励金5万円を交付する事業を実施しているところです。

しかし、労働人口の減少、年金支給年齢の延長から企業等が定年後の再雇用拡大をしており帰農が進まない実態にあります。令和2年7月に本農業委員会は本市に対し帰農促進対策として、美祢市に在住する者であって（従来からの在住者、他所から戻る者を含む）、農業に従事するため60歳で企業等を退職し本市で農業に従事する者に所得安定対策として65歳まで月額10万円の支給対策を要望しましたが、引き続き要望します。

(2) 国の農業支援対策の対象者の主流は認定農業者であり、「食料・農業・農村基本法」（以下「現行法」という）を基軸としている結果であります。

「現行基本法」においても第4条（農業の持続的発展）第5条（農村の振興）とりわけ第35条（中山間地域等の振興）1項において、「その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする」としています。

本市の地域農業・農村環境の振興は、認定農業者だけではなく、経営的には中小農家であるが、家族で農業に従事する者（含む親の地元に残る後継者）、親から相続して本市にて農業経営を継続する者、市外に居住するが本市の地で農業を行う者など様々な様態によって支えられています。市は認定農業者への支援策と同等の支援策を、家族での営農を行う農家を始めとする様々な様態の中小農家に対し拡大拡充するよう、県・国に働きかけることを要望すると併せ、市にも中小農家に対する支援策の拡大・拡充を要望します。

併せて若年層を中心とする農業者が地域農業に貢献できるよう、市と企業等が連携し「半農半X」がよりよく実行できる環境を整えることを要望します。

2. 企業の農地取得

国は、国家戦略特区諮問会議において、兵庫県養父市に限り認めている企業による農地取得の特例を全国展開しない方針を定め、地方自治体が規制緩和を提案し、国が認定する「構造改革特区」に基づく事業に移行することを決定しました。

「構造改革特区」では農地の売買に自治体が関与する仕組みとなっており、適正な運用の仕組みを市が構築することを要望します。

3. 畑地化促進事業

人口減少により米の需要は減少する趨勢にあり、将来水田が余るであろうことを踏まえ令和5年度予算案で水田の畑地化促進事業を計上しています。

支援は水田活用交付金からの除外を条件に、麦・大豆・ソバ・飼料などに10アール当たり2万円を5年間助成し、これに1年限りで14万円助成する仕組みとなっています。

これらの畑作物は国際商品作物との競合にあり、畑地化後の経営安定が図れるかが課題で、価格競争など経済環境の悪化によっては、耕作放棄が増大することも懸念されるため、助成金の対応について期間限定でなく柔軟な仕組みがとられ、農村環境が荒廃しない取り組みがなされるよう県に働きかけることを要望します。

以 上